



7都計第65号
令和7年5月23日

関係団体各位

愛媛県土木部道路都市局
都市計画課長

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について

宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項及び第26条第1項の規定に基づき、松山市を除く県内全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、5月23日付けで告示をしましたので、お知らせします。

また、本指定による手続きの運用を示した「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく届出・許可申請の手引き」をあわせて送付しますので、貴管下会員の関係する方々へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

県ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

※規制区域は、県ホームページの「えひめ都市計画・盛土等情報マップ」で確認できます。

<https://webgis.alandis.jp/ehimemorido38p/portal/>

愛媛県土木部道路都市局

都市計画課 宅地開発・盛土指導 G 安田・上田

TEL:089-912-2742(係直通)

HP:盛土規制法のページ

<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>

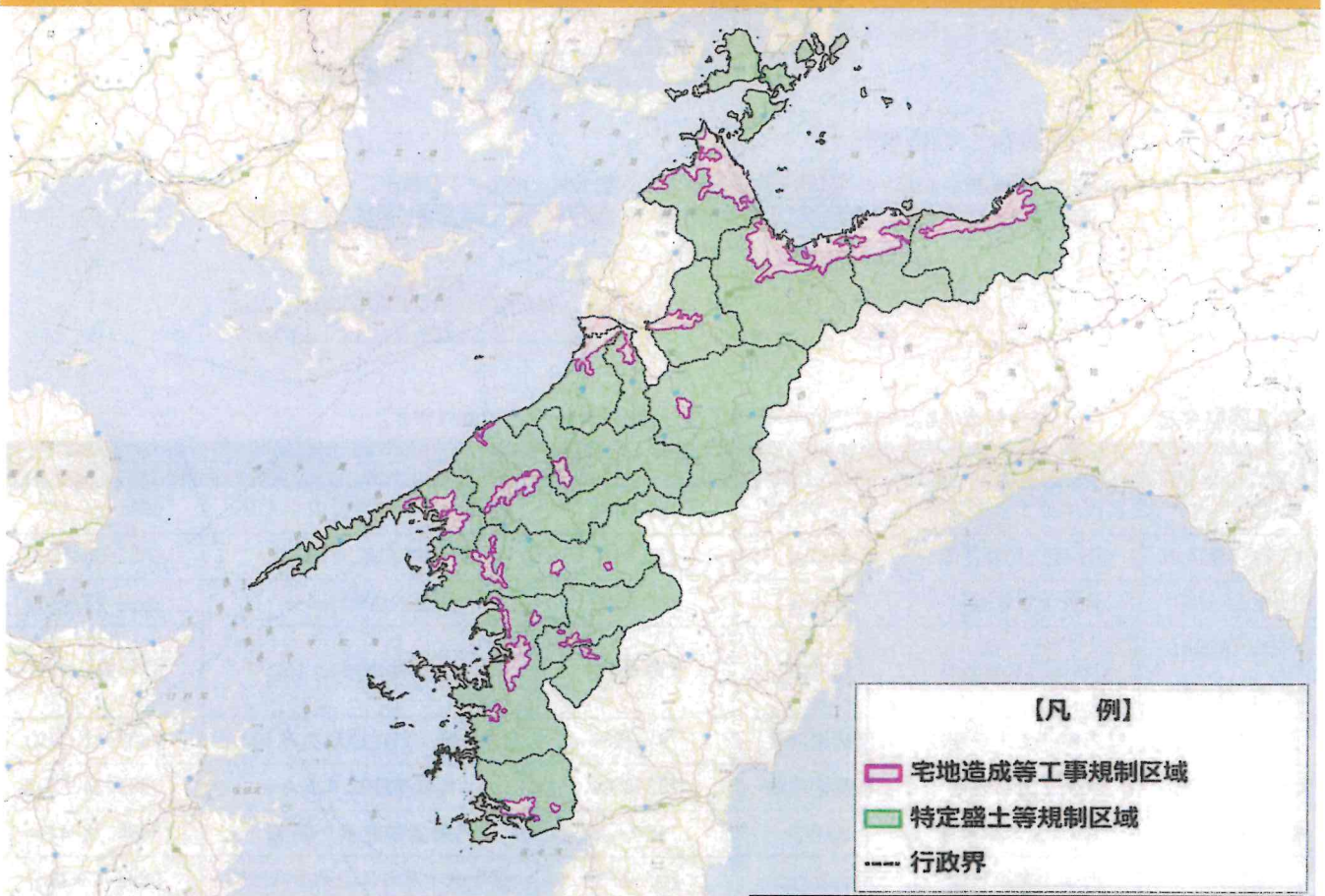


令和7年5月23日より

愛媛県で盛土規制法が運用開始となります

- 愛媛県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年5月23日（松山市はR6.10.1指定済）に県内の行政区域全域を規制区域に指定する予定です。
- 下記の許可又は届出対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可又は届出が必要となりますので、書類を作成の上、申請手続きをお願いします。
- 都市計画法に基づく開発許可の要件を満たす場合は、開発許可をもって盛土規制法みなし許可となりますので、開発許可に併せて盛土規制法の許可申請は必要ありません。
ただしその場合でも、盛土規制法に伴う中間検査、定期報告等の手続きが必要となる場合もあります。

愛媛県宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図



・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 5JHf 268

申請等必要な手続きや詳細な規制区域については、
愛媛県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>



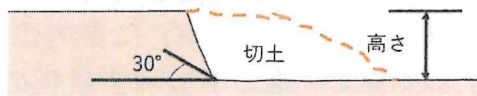
許可又は届出対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域において許可対象
特定盛土等規制区域において届出対象

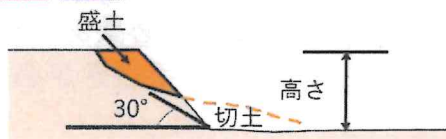
青文字 特定盛土等規制区域において許可対象

■ **土地の形質の変更（盛土・切土）** ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地

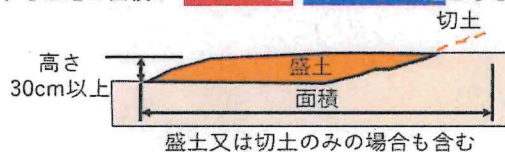
①盛土で高さが **1m超 2m超** の崖を生ずるもの ②切土で高さが **2m超 5m超** の崖を生ずるもの



③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超 5m超** の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが **2m超 5m超** となるもの（①、③を除く）



⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超 3,000㎡超** となるもの（①～④を除く）



■ **一時的な土石の堆積**

⑥最大時に堆積する高さが **2m超 5m超** かつ 面積が **300㎡超 1,500㎡超** となるもの ⑦最大時に堆積する面積が **500㎡超 3,000㎡超** となるもの



※窓口連絡先※

※中核市の松山市は令和6年10月より運用開始となっております。

申請所在地	届出窓口・担当部署	課名	郵便番号	所在地	電話番号
四国中央市	四国中央土木事務所	用地管理課	799-0404	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-24-4455
新居浜市, 西条市	東予地方局建設部	管理課	793-8516	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300
今治市, 上島町	今治土木事務所	管理課	794-8502	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500
伊予市, 東温市 松前町, 砥部町	中予地方局建設部	管理課	790-8502	松山市北持田町 132	089-941-1111
久万高原町	久万高原土木事務所	用地管理課	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 571-1	0892-21-1210
大洲市, 内子町	大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口 425-1	0893-24-5121
八幡浜市, 伊方町	八幡浜土木事務所	管理課	796-0048	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111
西予市	西予土木事務所	用地管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町 5-175-3	0894-62-1331
宇和島市 松野町, 鬼北町	南予地方局建設部	管理課	798-8511	宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211
愛南町	愛南土木事務所	用地管理課	798-4194	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1145
その他問合せ	県庁	都市計画課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2742

愛媛県土木部道路都市局 都市計画課 宅地開発・盛土指導 G

公表用

**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
(盛土規制法)**

届出・許可申請の手引き

第1版

令和7年4月

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

目 次

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	P1～9
1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	P1
1-2 許可を要する工事	P3
1-3 許可を要しない工事	P4
1-4 都市計画法第29条に基づく開発許可と盛土規制法の関係	P8
1-5 建築確認（建築基準法）と盛土規制法の関係	P9
2 許可権者	P10
3 工事の技術的基準及び設計者資格	P10～12
3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準	P10
3-2 土石の堆積に関する工事の技術基準	P11
3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	P12
4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	P13～24
4-1 住民への周知について	P13
4-2 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書作成要領	P14
4-3 留意事項	P20
4-4 許可の条件	P22
4-5 各種手数料について	P23
5 検査・定期報告等	P24～28
5-1 標識の掲示及び着手届	P24
5-2 中間検査	P25
5-3 完了検査、確認申請	P26
5-4 定期報告	P27
5-5 留意事項	P28
6 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の届出	P29～32
6-1 規制開始時点で施工中の工事について	P29
6-2 届出が必要な工事	P30
6-3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書	P31
7 許可申請・届出窓口担当部署	P33
8 申請書等提出図書様式	P34
（参考1）協議によるみなし許可について	P35

この手引は、愛媛県において、許可申請及び届出手続きをする場合の取り扱いを示したものです。

なお、中核市である松山市は、独自に規制区域を定めて運用されます。本手引の取扱いとは異なるため、松山市にお問い合わせください。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）

省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）

細則 愛媛県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。本県では、令和7年5月23日から盛土規制法の運用開始となります。（松山市は令和6年10月1日）本手引の用語の定義は、下表のとおりです。

表 1 - 1 用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地のこと。 農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設のように供されている土地
農地等	農地、採草牧草地及び森林のこと。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物のこと。
土砂	「土石」のうち「土砂」とは、次の①～⑤までのいずれかに該当するものを指す。 ①地盤を構成する材料のうち、粒形 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下、「土」という） ②地盤を構成する材料のうち、粒形 75mm 以上のもの（以下「石」という）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもののこと。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更のこと。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大いなもの。また、特定盛土等は宅地造成を包含する。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるもののこと。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く）のこと。（政令第 1 条）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留のこと。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアのこと。
特定盛土等規制区域	市街地に集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアのこと。

※規制区域等は、ホームページで公表しています。

えひめ都市計画・盛土等情報マップ（GIS）

<https://webgis.alandis.jp/ehimemorido38p/portal/>

盛土規制法の運用開始により、必要となる許可・届出は下記のとおりです。

新規の盛土等	①許可	☐ 「盛土・切土」の許可申請 ☐ 「土石の堆積」の許可申請 ☐ 上記の変更許可申請
	②中間検査	☐ 上記の工事のうち、盛土等で隠れる部分の排水施設を設置する工事を行う場合
	③定期報告	☐ 上記の工事のうち、工事の期間が3か月を超える場合、3か月ごとに提出
	④完了検査	☐ 上記の工事が完了（土石の堆積が完全撤去）した場合
既存の盛土等	⑤届出1	☐ 「盛土・切土」の届出 ☐ 「土石の堆積」の届出 ☐ 上記の変更届出
	⑥届出2	☐ 運用開始の際に行われている「盛土や切土」「土石の堆積」の届出（規制開始日より21日以内に届出必要）
その他	⑦届出3	☐ 規制区域内において、「擁壁や崖面崩壊防止施設等の除却工事」の届出（許可・届出したものを除く） ☐ 規制区域内において、「公共施設用地を宅地や農地等に転用」した届出
	※1 国・県の場合、①許可は協議となり、②～⑦は該当する場合必要 ※2 都計法開発許可を受けた場合、②③⑥⑦は該当する場合必要、①④⑤は不要（みなし許可）	

また、工事着手及び完了の時期による許可・届出の可否については、下記のとおりです。

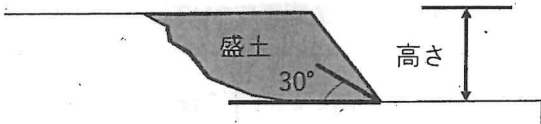
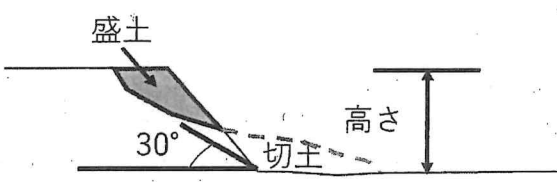
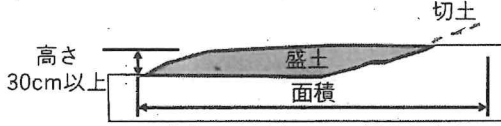
1		手続き不要	運用開始までに工事完了する場合、許可・届出は不要
2		⑥届出2提出	運用開始日以降も継続して工事を行っている場合、運用開始日から21日以内に届出が必要
3		①許可提出	運用開始後に工事着手する場合は、許可が必要
		⑤届出3提出	届出の場合は、30日前までに提出

規制開始日 R7.5.23

1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。

表 1-2 許可を要する工事

行為	規制区域	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第2条、政令第3条、政令第28条)	宅地造成等 工事規制区域	①盛土で高さが1 mを超える崖 ②切土で高さが2 mを超える崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さが2 mを超える崖を生ずるもの(①②を除く) ④盛土で高さが2 mを超えるもの(①～③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² を超えるもの(①～④を除く)
	特定盛土等 規制区域	①盛土で高さが2 mを超える崖 ②切土で高さが5 mを超える崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さが5 mを超える崖を生ずるもの(①②を除く) ④盛土で高さが5 mを超えるもの(①～③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² を超えるもの(①～④を除く)
①盛土で高さが1 m又は2 mを超える崖 		
②切土で高さが2 m又は5 mを超える崖 		
③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m又は5 mを超える崖を生ずるもの(①②を除く) 		
④盛土で高さが2 m又は5 mを超えるもの(①～③を除く) 		
⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 又は3,000 m ² を超えるもの(①～④を除く)  盛土又は切土のみの場合も含む		

土石の堆積（注1） （法第2条、政令第4条、省令第28条）	宅地造成等 工事規制区 域	①土石の堆積の高さが2 m超かつ土地の面積が300 m ² を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が500 m ² を超えるもの（①を除く）
	特定盛土等 規制区域	①土石の堆積の高さが5 m超かつ土地の面積が1,500 m ² を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m ² を超えるもの（①を除く）
	①土石の堆積の高さが2 m超かつ土地の面積が300 m²を超えるもの又は ①土石の堆積の高さが5 m超かつ土地の面積が1,500 m²を超えるもの  ②土石の堆積を行う土地の面積が500 m²を超えるもの（①を除く）又は ②土石の堆積を行う土地の面積が3,000 m²を超えるもの（①を除く） 	

注1：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

注2：特定盛土等規制区域内においては、届出が必要となる場合があります。（p30を参照）

1-3 許可を要しない工事

以下に該当する工事等は、盛土規制法の許可は不要です。

表1-3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地内で行う工事 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の焼却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分

	・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ2 m以下かつ面積 500 m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300 m²を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※2）又はその付近（※3）に堆積するもの（※4）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
その他 法の対象外となる行為	・農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為（※5） （通常の生産活動、ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充（その前後の土地の地盤面の標高差が一定規模を超えないもの）、暗きょ排水の新設及び改修 等）

※1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）については、工事の現場として取り扱います。（図1－1参照）

※3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地（本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km程度以内のもの）が該当します。（図1－2参照）

※4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

※5：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。



図1－1 「工事の現場」の考え方

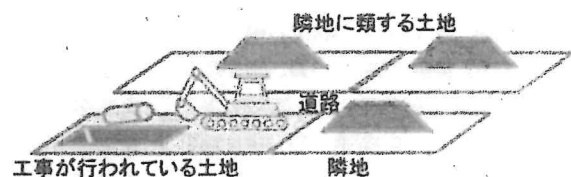
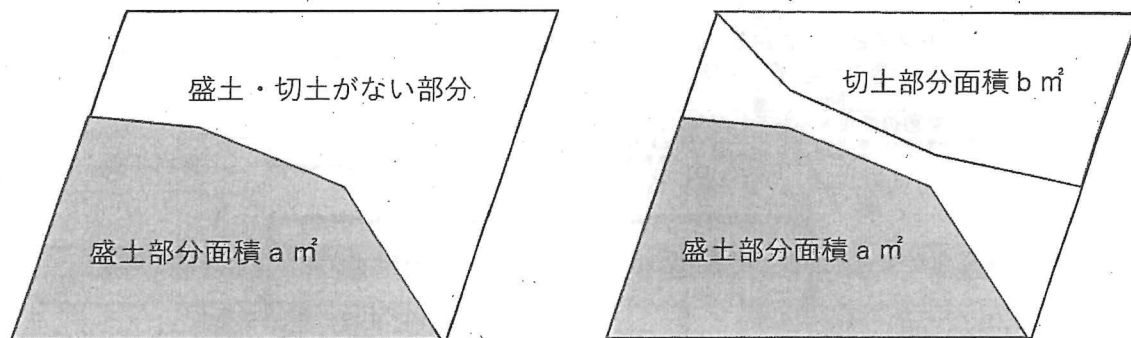


図1－2 「工事の現場の付近」の考え方

盛土等の許可・届出対象面積の算定方法は下図のとおりです。

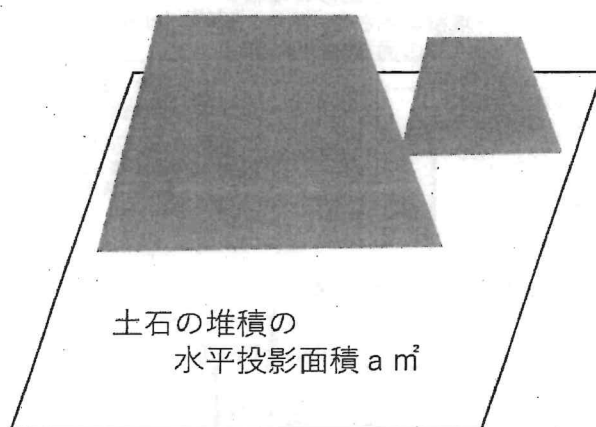
【盛土・切土の場合】

盛土・切土を行う部分の合計面積



【土石の堆積の場合】

土石の堆積を行う部分の合計面積



＜宅造区域と特盛区域にまたがる場合＞

- ① 宅造区域が許可要件に該当
⇒全体について、法 12 条(宅造)の許可対象
- ② 全体が特盛区域の許可要件に該当
⇒全体について、法 30 条(特盛)の許可対象
- ③ 全体が特盛区域の届出要件に該当
⇒全体について、法 27 条の届出対象

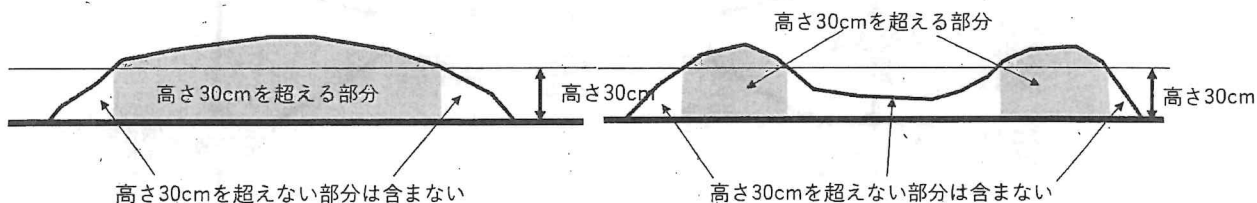
【盛土等の高さが 30cm を超える場合の取扱い】

高さが 30cm を超える部分の面積のみ計上

表 1 - 2 の宅地造成、特定盛土等の⑤の場合、又は、土石の堆積の②の場合に下記の考え方が適用

※平均 30cm ではありません

※施工前後の高さで判断となるため、舗装を含みます



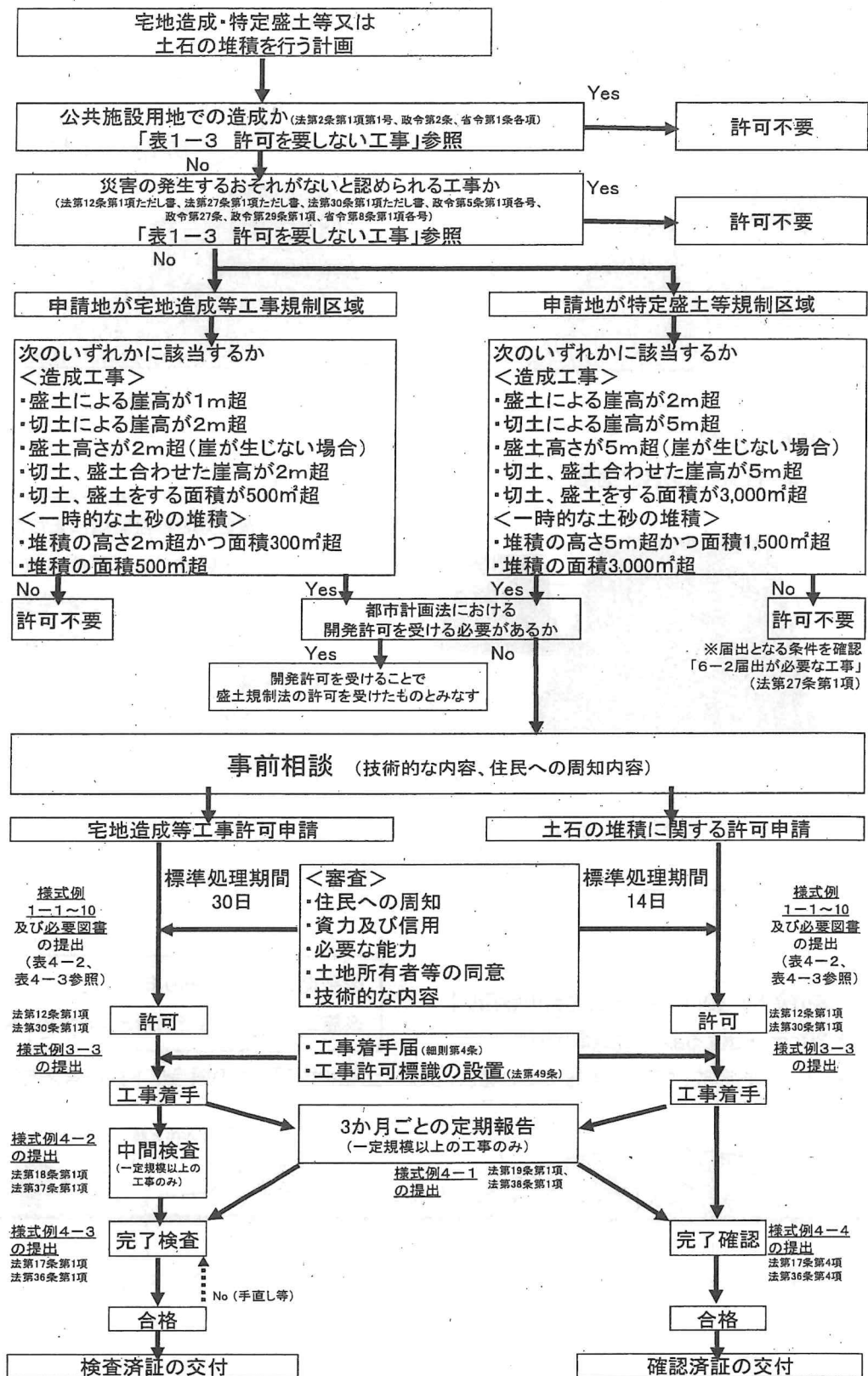


図1-3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請手続きの流れ

1-4 都市計画法第29条に基づく開発許可と盛土規制法の関係

都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可は受けたものとみなされますので、改めて盛土規制法第12条・30条の許可や特盛区域内の27条の届出をする必要はありません。

また、開発許可と盛土規制法の関係は、以下の表1-4及び表1-5ようになります。なお、面積要件のみを示したもので、開発区域の面積が500㎡又は3,000㎡を超える場合であっても、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡又は3,000㎡以下の場合や、区画及び質の変更のみ（形の変更なし）を行う場合には、みなし許可の対象となりません。

<注意点>

- ① 規制区域内で開発許可を受けるためには、盛土規制法の技術基準に適合する必要があります。
- ② 開発許可を受けた場合でも、盛土規制法に基づく標識掲出、また一定規模を満たす場合は、定期報告及び中間検査を行う必要があります。
- ③ 開発行為に該当しない場合や一定の高さを超える場合は、盛土規制法適用の可能性あります。

表1-4 開発許可と盛土規制法の関係（宅地造成等工事規制区域）

	市街化区域	市街化調整区域	非線引き 都市計画区域	都市計画区域外
500m2以下	※一定の高さを超える場合、 盛土規制法許可	開発許可	※一定の高さを超える場合、 盛土規制法許可	※一定の高さを超える場合、 盛土規制法許可
500m2超 1,000m2未満	盛土規制法許可	開発許可 (みなし許可)	盛土規制法許可	盛土規制法許可
1,000m2以上 3,000m2未満	開発許可 (みなし許可)		開発許可 (みなし許可)	
3,000m2以上 10,000m2未満				
10,000m2以上 (1ha以上)				

新居浜市、西条市の
開発許可は1,000m²以上

表1-5 開発許可と盛土規制法の関係（特定盛土等規制区域）

	市街化区域	市街化調整区域	非線引き 都市計画区域	都市計画区域外
500m ² 以下	※一定の高さを超える場合、 盛土規制法届出又は許可	開発許可	※一定の高さを超える場合、 盛土規制法届出又は許可	※一定の高さを超える場合、 盛土規制法届出又は許可
500m ² 超 1,000m ² 未満	盛土規制法届出 (一定の高さ超の場合許可)		盛土規制法届出 (一定の高さ超の場合許可)	盛土規制法届出 (一定の高さ超の場合許可)
1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	開発許可			
3,000m ² 以上 (盛土は3,000m ² 超) 10,000m ² 未満	開発許可 (みなし許可)	開発許可 (みなし許可)	開発許可 (みなし許可)	盛土規制法許可
10,000m ² 以上 (1ha以上)				開発許可 (みなし許可)

新居浜市、西条市の
開発許可は1,000m²以上

開発許可に係る事務については、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市の都市計画担当課で許可事務を行っています。

その他の市町は以下のとおり、県庁及び各地方局担当課で行っています。

愛媛県開発許可の担当部署

申請地 (市町内)	線引き 都市計画 区域	非線引き 都市計画 区域	都市計画 区域外	県庁及び各地方局担当課
上島町			○	東予地方局 今治土木事務所 管理課
伊予市	○		×	愛媛県土木部 道路都市局 都市計画課
東温市			×	法第 34 条第 14 号該当又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホ該当
松前町※	○		×	中予地方局 建設部 建築指導課
砥部町	×		○	上記法第 34 条第 14 号該当等以外
久万高原町		○	○	中予地方局 久万高原土木事務所 用地管理課
伊方町			○	南予地方局 八幡浜土木事務所 管理課
内子町		○	○	南予地方局 大洲土木事務所 事業管理課
松野町			○	南予地方局 建設部 管理課
鬼北町		○	○	
愛南町		○	○	南予地方局 愛南土木事務所 用地管理課

※令和 7 年 10 月 1 日から、松前町内における開発行為については、松前町で許可事務を行います。

1-5 建築確認（建築基準法）と盛土規制法の関係

建築物を建築する場合で、盛土・切土を伴う場合は、盛土規制法の許可又は届出の要否を確認し、先に盛土規制法の許可又は届出を受けてください。（建築基準法施行令第 9 条第 9 号）

盛土規制法の許可又は届出後の建築確認申請の際、盛土規制法に基づく許可証等の写しを添付してください。

また、盛土規制法の許可を受けた擁壁は、改めて「工作物の建築確認」を受ける必要はありません。（建築基準法第 88 条第 4 項）

なお、これまで建築確認申請が必要となっていた規模の擁壁は、盛土規制法許可の対象に該当する場合があるため、建築確認ではなく、盛土規制法の第 12 条又は第 30 条許可を受けてください。そのほか、高さ 2 m 以下の擁壁であっても、例えば宅造区域内においては、1 m 超の擁壁や 500m² 超の敷地に設置する擁壁等は、盛土規制法の許可が必要となる場合があります。

建築基準法第 42 条第 5 号に基づく道路位置指定において、盛土・切土を伴う場合は、盛土規制法に基づく許可が必要となる場合があります。

2 許可権者

法第 12 条（宅地造成等工事規制区域内）、第 30 条（特定盛土等工事規制区域内）に基づく許可権者は、愛媛県知事となります。県で許可する申請等は、各地方局建設部または各土木事務所となりますので、詳細は「7 許可申請・届出窓口担当部署」を参照ください。

3 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術基準を策定しています。詳細は、ホームページで公表している「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく技術基準」をご参照ください。

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

表 3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 1.5 m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（※ 1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第 15 条第 2 項	地表面（※ 2）の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について

（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 7 条～第 18 条、第 20 条）

※ 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省のホームページで公表されています。

※ 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第 18 条）

1. 資格を有する者の設計対象工事 (法第13条第2項、政令第21条)

- ・高さが5 mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

2. 設計者資格 (法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)

上記1の工事については、表3-3 いずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

表3-3 設計者に必要な資格及び必要書類

設計者の資格	設計者の資格を証する書類 ※証するいずれかの書類を提出
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務経験証明書
短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	・宅地造成技術講習会修了証書 ・実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・実務経験証明書
技術士資格のうち、下記いずれかの資格を有する者 ・建設部門 ・農業部門—農業農村工学 ・森林部門—森林土木 ・水産部門—水産土木 ・林業部門—森林土木 ・農業部門—農業土木	・技術士の資格証明書
一級建築士の資格を有する者	・一級建築士の資格証明書

4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

4-1 住民への周知について（法第11条、省令第6条）

工事主は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する許可の申請にあたり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知するための必要な措置を講ずる必要があります。住民への周知を行う具体的な内容は、次のとおりです。

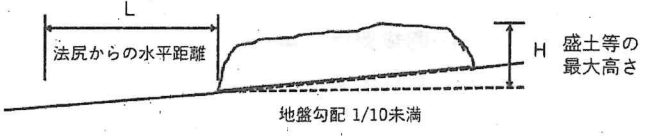
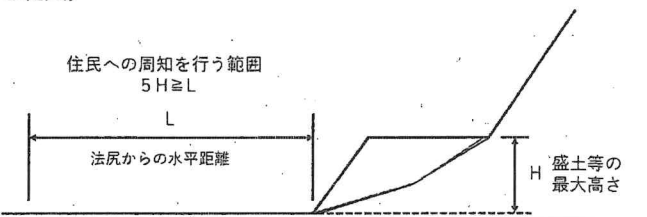
【周知する工事の具体的内容】

- ① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施工者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ / 土石の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 / 土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量 / 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ その他必要と認める書類

【周知の方法】

- ① 説明会の開催 ② 書面の配布 ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示 + Web ページへ掲載
- なお、次にあげる土地において政令第3条に盛土等を行う場合は、①説明会の開催が要件となります。
政令第7条第2項第2号に規定する土地（山間部における河川の流水が継続して存する土地等）で高さ15mを超える盛土等を行う場合
また、周知を行う範囲については表4-1の考え方を基準とします。

表4-1 住民への周知を行う範囲の考え方

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
① 平地盛土 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 住民への周知を行う範囲 $2H \geq L$  法尻からの水平距離 地盤勾配 1/10未満 住民への周知を行う範囲 $2H \geq L$ 法尻からの水平距離 H 盛土等の最大高さ H 切土の最大高さ
① 渓流等における盛土 ② 谷埋め盛土 谷や沢を埋め立てて行う盛土 ③ 腹付け盛土 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない盛土	盛土等の境界（法尻）から水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 住民への周知を行う範囲 $5H \geq L$  法尻からの水平距離 H 盛土等の最大高さ

4-2 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し管轄する県の申請窓口（7 許可申請・届出窓口担当部署）へ提出してください。

申請書提出部数は、正本 1 部・副本 1 部です。

許可を申請する前に、他法令の手続きを確認するとともに、必要に応じて公共施設管理者である各市町へ確認を受けるようにしてください。

必要な図書は次のとおりですが、状況によりその他図書を求める場合があります。

表 4-2 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅 地 造 成 特 定 盛土等	土 石 の 堆 積	
1. 許可申請書	<宅地造成特定盛土等の場合> ☐ 様式例 1-1 <土石の堆積の場合> ☐ 様式例 1-3	・申請者、工事概要 ・工程表、土量計算書の添付	○	○	省令第 7 条第 1 項 第 63 条第 1 項
2. 設計者の資格を証する書類	☐ 様式例 1-7 ☐ 卒業証明書 ☐ 実務経歴証明書 ☐ 資格、免許等の写し いずれか必要書類	設計者の資格は、「3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格」を参照	○ 備考の設計に該当する場合	○ 備考の設計に該当する場合	・高さが 5m を超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置 省令第 7 条第 1 項第 2 号 第 63 条第 1 項第 1 号
3. 構造計算書等	☐ 構造計算書	・擁壁の概要 ・崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画 ・応力算定 ・断面算定	○ 備考の設計に該当する場合	○ 備考の設計に該当する場合	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ・崖面崩壊防止施設の場合（※ 1） 省令第 7 条第 1 項第 2 号 政令第 14 条 省令第 31 条
	☐ 措置の内容が適切であることを証する書類		—	○ 備考の設計に該当する場合	・堆積した土石の崩壊を防止する場合 省令第 7 条第 2 項第 2 号 第 32 条
			—	○ 備考の設計に該当する場合	・土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合 省令第 7 条第 2 項第 3 号 第 34 条第 1 項第 1 号

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
4.安定計算書	☐ 安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	○ 備考の設計に該当する場合	—	・政令第7条第2項第2号に規定する土地（山間部における河川の流水が継続して存する土地等）で、高さ15mを超える盛土等を行う場合 ・崖面を擁壁で覆わない場合 省令第7条第1項第3号 省令第7条第1項第4号
5.その他審査に必要な書類	☐ 許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	○	○	
	☐ 委任状 (参考様式2)	・正本は申請者は実印・朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑(登録)証明書、自署の場合は住民票の写しを添付	○ 備考に該当する場合	○ 備考に該当する場合	・代理人が申請手続を行う場合 ・印鑑(登録)証明書・住民票の写しは受付日より3ヶ月以内のもの
	☐ 土地・建物登記事項証明書	・施工区域内のもの	○	○	受付日より3ヶ月以内のもの（細則第3条）
	☐ 大臣認定擁壁認定書	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類を添付	○ 当該擁壁を使用する場合	○ 当該擁壁を使用する場合	政令第17条
5.その他審査に必要な書類	工事主の資力信用に関する書類 ☐ (共通事項) ☐ 様式例1-5 ☐ 資金計画書（様式例1-2又は様式例1-4） ☐ 工事主の資金借入又は融資証明書 ☐ 預金残高証明書 ☐ (個人の場合) ☐ 住民票の写し又は個人番号カードの写し ☐ 最新の所得税の納税証明書	・個人番号カードの番号は黒塗り ・盛土等を行った土地を譲渡することを業とする者の場合は、宅地建物取引業の免許証の添付	○	○	(省令第7条第1項第7号～第9号、細則第3条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
5.その他審査に必要な書類	<法人の場合> ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し ☐ 最新の法人税、法人事業税の納税証明書				
	工事施工者の能力に関する書類 <共通事項> ☐ 様式例 1 - 6 ☐ その他添付書類（※ 2 を参照） <個人の場合> ☐ 住民票の写し又は個人番号カードの写し <法人の場合> ☐ 法人の登記事項証明書	・個人番号カードの番号は黒塗り	○	○	法第 12 条第 2 項第 3 号 第 30 条第 2 項第 3 号 （細則第 3 条）
	☐ 申請地及びその周辺の写真		○	○	省令第 7 条第 1 項第 6 号 申請箇所を赤枠で囲むこと。 申請書類提出日の 3 ヶ月以内に撮影したもの
5.その他審査に必要な書類	☐ 権利者全ての同意を得たことを証する書類（様式例 1 - 8）	・土地所有者等関係権利者の同意書 ・同意者全ての印鑑（登録）証明書 ・権利関係者一覧表の添付	○	○	省令第 7 条第 1 項第 10 号 （細則第 3 条） 関係権利者とは所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
	☐ 住民への周知措置を講じたことを証する書面（※ 3） （参考様式 1）	「4 - 1 住民への周知について」を参照	○	○	省令第 6 条 第 7 条第 1 項第 11 号

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 分		備 考
			宅 地 造 成 特 定 盛土等	土 石 の 堆 積	
5.その他審査に 必要な書類	☐ 工事主の誓約書（様式 例 1 - 9 及び様式例 1 - 10）	・破産手続の決定を受 けて復権を得ない者等 に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有 しないことの誓約	○	○	細則第 3 条
	☐ その他書類	・発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式 を有する株主又は出資 額の 100 分の 5 以上 の額に相当する出資をし ている者がいる場合は、 該当する者の住民票の 写し又は個人番号カー ド(番号を黒塗りしたも の)の写し及び当該株主 の有する株式の数又は 出資の金額が確認でき る書類 ・貸借対照表、損益計 算書、株主（社員）資 本等変動計算書、個別 注記表及び法人税、 (法人事業税)の納税証 明書 ・その他知事が必要と認 める書類	※	※	細則第 3 条 ※許可権者が必要と認める場合

(※ 1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

(※ 2) 工事施工者の能力を確認する書類について、工事施工者により異なる。①法人の登記証明書（登記簿謄本）、②事業経歴書、③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書、④工事を指導・監督する技術者の経歴書、⑤当該工事に係る契約書の写しにより確認する。

○建設業許可を受けている→申請しようとする工事の内容に合致する業種の許可を受けている→①②③

○建設業許可を受けている→申請しようとする工事の内容に合致する業種の許可を受けていない→①②③④

○建設業許可を受けていない→法人である→①②④⑤

○建設業許可を受けていない→法人でない→④⑤

(※ 3) 次にあげる土地において政令第 3 条に盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。

・政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地（山間部における河川の流水が継続して存する土地等で、高さ 15m を超える盛土等を行う場合）

表 4 - 4 許可申請に添付する図面

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅 地 造 成 特 定 盛土等	土 石 の 堆 積	
1.位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	○	○	省令第 7 条第 1 項第 1 号 第 2 項第 1 号
2.地形図	・方位 ・土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	○	○	等高線は 2m の標高差を示すもの 省令第 7 条第 1 項第 1 号 第 2 項第 1 号
3.土地の平面図	〈宅地造成、特定盛土等〉 ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は緑色、切土は黄色着色） ・崖、擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	○	—	省令第 7 条第 1 項第 1 号 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
	〈土石の堆積〉 ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	—	○	省令第 7 条第 2 項第 1 号 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4.土地の断面図	・盛土（緑色で着色）又は切土（黄色で着色）をする前後の地盤面	1/2,500 以上	○	—	省令第 7 条第 1 項第 1 号 高低差の著しい箇所について作成すること。
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	○	省令第 7 条第 2 項第 1 号 申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。
5.排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上	○	—	省令第 7 条第 1 項第 1 号 汚水・雨水を区分すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること。

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅 地 造 成 特 定 盛土等	土 石 の 堆 積	
6.崖の断面図	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	○	－	省令第7条第1項第1号 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	○	○ 備考に 該当す る場合	省令第7条第1項第1号 土石の堆積で、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合 コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料、内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	○	－	省令第7条第1項第1号
9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	○	－	省令第7条第1項第1号
10.崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料、内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	○	－	省令第7条第1項第1号
11.土地の公図の写し	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		○	○	細則第3条 受付日から3ヶ月以内に取得したもの
12.現況図	・同上		○	○	細則第3条 所有者名及び地目を記入すること。
13.排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	○	○	
14.防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	○	－	土地の面積が1ha未満のものは不要

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成特定盛土等	土石の堆積	
15.防災施設構造図	・同上	1/50 以上	○	－	土地の面積が 1ha 未満のものは不要
16.丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	○	○	細則第 3 条

4-3 留意事項

(1) 「工事主住所氏名」

・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

(2) 「工事施工者住所氏名」

・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

(3) 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載してください。

(4) 「土地の面積」

・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、のり面等を含みます。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

(5) 「盛土のタイプ」

・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

①平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

②腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

③谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

(6) 「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

溪流等に該当する場合は、許可権者にご相談ください。

(7)「工事の概要」

①盛土又は切土の高さ

- ・「1－2許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

②土地の面積

- ・実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

③工程の概要

- ・工程表を添付してください。

(8)「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
- ・造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

※許可に係る工事の計画を変更する場合、変更許可が必要となります。宅地造成、特定盛土等に関する工事の場合は様式例2－1を、土石の堆積に関する工事の場合は様式例2－2の提出が必要です。

なお、下表に示す軽微な変更の場合は、変更許可を必要としませんが、その変更内容について、届出（様式例2－4の提出）を行う必要があります。

表4－5 軽微な変更の内容

宅地造成、特定盛土等に関する工事	・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定日の年月日の変更
土石の堆積に関する工事	・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定日の年月日の変更 〔変更後の工事期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。〕

変更許可申請書作成にあたって、「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」について、変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し記入）してください。

4-4 許可の条件

許可の際は、下記事項を許可条件として付しています。

(1) 防災措置

- ① 工事施工中の防災対策は、必要に応じ工事着手前に関係機関と協議し、その方法を定め、関係者に周知徹底を図ること。
- ② 工事の施工により人命、家屋、用地、公共施設等に被害を及ぼさないよう十分注意し、必要に応じ仮排水溝、土砂止め、工事標識、バリケード、警戒灯等を設置するなど災害防止の処置をとるとともに、工事中、その機能を失わないよう十分管理すること。
- ③ 天候その他により、災害発生が予想される場合は必ず現場を巡視する等、警備体制を定め必要のある場合は災害防止の応急処置を行うこと。

(2) 公共施設の機能保全

従前から設置されている公共施設の廃止、付替等の工事施工にあつては、仮工事、部分施行等の手段により、交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないよう配慮施行すること。

(3) 工事廃止に伴う措置

工事を中止し、または廃止する場合はただちに許可権者に届け出るとともに、工事によって損なわれた公共施設の機能をすみやかに回復する措置を行うこと。また、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、排水、水利上の支障をきたし、または土砂くずれ等による被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

(4) 報告等

工事施工中、当初設計の条件と著しく相違した土質、地盤、湧水等に遭遇した場合は、その状況を遅滞なく報告すること。

(5) 工事施工状況の記録

工事施工にあつては、次に掲げる工事の当該部分の位置、構造、寸法が設計図書に適合していることを確認できる施工状況の写真（撮影年月日及びその他必要な事項を記入）資料等を整備し、定期報告及び検査等の申請書とともに提出すること。

表 4-6 施工状況の記録

工事の種別	施行箇所
擁壁工事	1 床掘の深さ及び幅 2 基礎の栗石及びコンクリートの幅及び厚さ 3 配筋の状況 4 裏込コンクリート及び透水層の幅 5 水抜穴の設置状況
排水施設	1 床掘り、基礎栗石の幅及び厚さ 2 コンクリートの厚さ及び幅 3 管渠及び U 型トラフの伏込み状況
盛土工事	1 おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて盛土をし、ローラー等建設機械によって転圧している状況 2 急傾斜の盛土施工を行う場合における盛土前の旧地盤面の段切、その他の措置の状況 3 暗渠排水管施設の施工状況
その他の工事	1 工事完了後に確認できない部分で必要と思われる部分の施工状況

4-5 各種手数料について（愛媛県手数料条例）

申請の際は、許可申請等手数料一覧表に掲げる手数料が必要です。

手数料の納付は、愛媛県証紙条例施行規則第3条の規定に基づき県証紙を申請書の余白等に貼付してください。

（1）許可申請に係る手数料

表4-7 宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

盛土、切土をする土地の面積	手数料の額
500㎡以内	17,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	26,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	36,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	51,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内	62,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内	82,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内	130,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内	190,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内	310,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	440,000円
100,000㎡超	570,000円

表4-8 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

盛土、切土をする土地の面積	手数料の額
500㎡以内	13,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	15,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	17,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内	20,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内	27,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内	30,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内	35,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内	47,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内	62,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内	91,000円
100,000㎡超	110,000円

※変更許可申請については、下記に掲げる額を合算した金額になります。

ただし、軽微な変更については、手数料は必要ありません。

軽微な変更の詳細については「表4-5 軽微な変更の内容」を参照ください。

- ① 工事の設計の変更（③に該当しない場合）については、変更前の土地の面積に応じた金額の1/10
- ② 土地の面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた金額の1/10
- ③ 土地の面積の増加・編入を伴う場合は、新たに編入する面積に応じた上表に規定した金額
- ④ その他の変更 10,000円（擁壁や排水施設の変更等）

(2) 証明書交付申請 (省令第 88 条)

宅地造成等に関する工事の証明書の交付を希望される場合は、様式例 6 - 1 の提出及び交付手数料 1 件につき 700 円 (昭和 31 年 4 月 1 日愛媛県条例第 20 号) が必要となります。

5 検査・定期報告等

5-1 標識の掲示及び着手届 (法第 49 条、省令第 87 条)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事を施工する土地の見やすい場所に標識を掲示してください。都市計画法に基づく開発許可みなし許可の場合も設置が必要となります。標識の様式及び記載事項は、宅地造成、特定盛土等に関する工事の場合は様式例 3 - 1、土石の堆積に関する工事の場合は様式例 3 - 2 のとおりです。

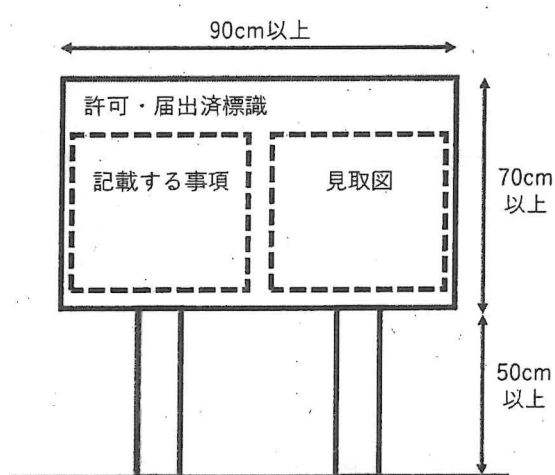


図 5 - 1 標識の概要図

記載する事項 (省令第 87 条)

- ①工事主の氏名又は名称・住所 (法人は代表者氏名)
- ②許可年月日・許可番号 (届出年月日)
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④現場管理者の氏名又は名称
- ⑤着手予定年月日及び完了予定年月日
- ※許可の場合は、許可期間
- ⑥盛土・切土の高さ (土石の堆積の最大堆積高さ)
- ⑦盛土・切土 (土石の堆積) を行う土地の面積
- ⑧盛土、切土の土量 (土石の堆積の最大堆積土量)
- ⑨工事関係者の連絡先
- ⑩許可又は届出担当の名称・連絡先

※「見取図」は、許可申請時に提出する「土地の平面図」を簡略化したものとしてください。

また、工事に着手した場合は、速やかに着手届 (様式例 3 - 3) に標識の掲示状況を明らかにする写真及び工事の工程計画書を添えて提出してください。

なお、「着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。

5-2 中間検査（法第18条、第37条）

宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、以下に示す特定工程を含む場合に、施行中の中間検査を実施します。なお、中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。

（1）中間検査が必要な特定工程

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

（2）中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模等

表 5-1 中間検査の対象規模等

行為	中間検査が必要な規模	申請書類	検査申請時期
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①～③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの	・様式例4-2 ・平面図（検査対象を明示） ・検査対象の写真	（1）の特定工程に係る工事が完了した日から <u>4日以内</u> （省令第45条、第75条）

※中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水管の周辺を採石その他資材で埋めることができません。（法第18条第3項、法第37条第3項）

※都市計画法第29条によるみなし許可の場合も上記規模・工程により中間検査が必要となります。

※中間検査申請の際に手数料の納付は必要ありません。

5-3 完了検査、確認申請（法第17条、第36条）

工事完了後、当該工事が許可基準に適合しているか確認するため、完了検査を実施します。また、土石の堆積に関する工事について許可を受けた者は、工事を完了（堆積したすべての土石の除却）したときは、確認の申請をしなければなりません。

（1）完了検査、確認申請の申請期間（省令第39条、第69条）

工事が完了した日から4日以内

（2）完了検査、確認申請の申請書類

表5-2 完了検査、確認申請の申請書類

行為	区分	申請書類
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	・様式例4-3 ・位置図 ・平面図 ・断面図（出来形朱書） ・擁壁（崖面崩壊防止施設）の断面図（出来形朱書） ・排水施設の平面図・断面図（出来形朱書） ・工事写真
土石の堆積	確認申請	・様式例4-4 ・位置図 ・平面図（排水施設を含む） ・断面図（出来形朱書） ・排水施設の断面図（出来形調書） ・工事写真

5-4 定期報告（法第19条、第38条）

工事の許可を受けた者は、以下に示す一定規模以上の宅地造成及び特定盛土等に関する工事の実施状況について、3か月ごとに許可申請窓口に報告しなければなりません。（省令第49条、第79条）許可を受けた時点から3か月を超えない期間に工事が完了する場合は不要です。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

（1）定期報告の対象規模等

表5-2 定期報告の対象規模等

行為	定期報告が必要な規模	提出書類
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さが2mを超える崖 ②切土で高さが5mを超える崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）	・様式例4-1 ・盛土、切土をしている土地及びその周辺の写真 ・平面図（報告対象を明示） （省令第48条）
土石の堆積	①土石の堆積の高さが5m超かつ土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①を除く）	・様式例4-1 ・土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真 ・平面図（報告対象を明示） （省令第79条）

（2）提出書類・報告事項

工事の定期報告書（様式例4-1）、状況写真

表5-3 定期報告事項（省令第48条、第50条、第80条）

行為	報告事項
宅地造成 又は特定 盛土等	・盛土又は切土をしている土地及びその周辺の写真 ・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（2回目以降） ・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	・土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真 ・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（2回目以降） ・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（2回目以降）

※休止中の工事や着手前などの現場が動いていない場合でも許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要です。

※都市計画法第29条によるみなし許可の場合も上記規模により定期報告が必要となります。

5-5 留意事項

検査等の申請や定期報告は、次の事項に留意してください。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等については裏付けとなる関係図書を整備すること
- (2) 完了検査申請書等に添付する工事写真は「表4-6 施工状況の記録」に示すものを提出すること
- (3) 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- (4) 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- (5) 完了検査では、盛土、切土の高さが確認できるようにすること
- (6) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行う
- (7) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できるようにすること
- (8) 検査等や定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度検査・確認を受けること

6 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の届出（法第21条、第27条、第40条）

6-1 規制開始時点で施工中の工事について

本県における規制区域指定の際、規制区域で既に行われている表6-1に該当する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、法第21条第1項及び第40条第1項の規定により、当該工事について愛媛県知事に届出を行う必要があります。（図6-1参照）

本県では、令和7年5月23日に盛土規制法の運用開始となりますので、現在着工中の工事については、21日以内の令和7年6月12日までに届出を提出してください。

表6-1 規制開始時点で施工中の工事について届出が必要となる工事の規模

行為	提出書類	対象規模
宅地造成・特定盛土等 （法第2条、政令第3条）	表6-3の No.1,2	①盛土で高さが1mを超える崖 ②切土で高さが2mを超える崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さが2mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）
	表6-3の No.1～7	①盛土で高さが2mを超える崖 ②切土で高さが5mを超える崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積 （法第2条、政令第4条、省令第8条（10）イ）	表6-3の No.1,2	①土石の堆積の高さが2m超かつ土地の面積が300㎡を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（①を除く）
	表6-3の No.1～7	①土石の堆積の高さが5m超かつ土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①を除く）

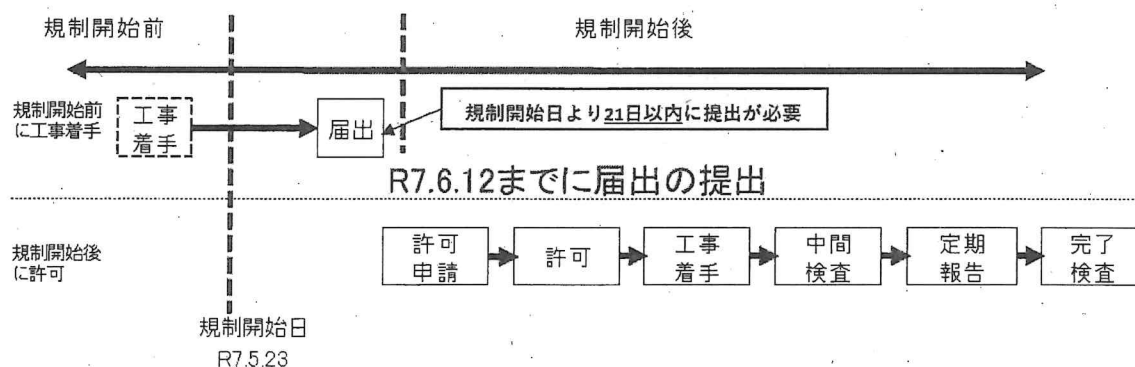


図6-1 盛土規制法の運用開始日前後の盛土規制法許可申請の取扱い

※届出書の計画と比べて、土量、面積等が新規の許可が必要と許可権者が判断する場合は、法に基づく許可を受けなければなりません。

※「着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。

6-2 届出が必要な工事

特定盛土等規制区域において行われる表6-2に該当する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事に着手する30日前までに、法第27条第1項の規定により、当該工事について愛媛県知事に届出を行う必要があります。

また、規制区域内において、擁壁等の除去工事等を行う場合、若しくは公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ工事着手若しくは転用した日から14日以内に法第21条第3項及び第4項の規定により、当該工事について愛媛県知事に届出を行う必要があります。

表6-2 届出が必要な工事の規模

区域	行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等規制区域	盛土、切土	①盛土で高さが1mを超える崖 ②切土で高さが2mを超える崖 ③盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの（①②を除く） ④盛土で高さが2mを超えるもの（①～③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）
	土石の堆積	①土石の堆積の高さが2m超かつ土地の面積が300㎡を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（①を除く）
規制区域全域	①次の全部または一部の除却工事を行う場合 ・高さ2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ・地表水等を排除するための排水施設 ・地滑り抑止ぐい等 ②公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合	

6-3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書は、次の要領で作成し管轄する県の申請窓口へ提出してください。

届出書提出部数は、正本 1 部です。

表 6-3 届出に必要な書類及び図面

No.	書類・図面	明記すべき事項	備考
1	届出書 <宅地造成又は特定盛土等に関する工事（指定日から 21 日以内に提出）の場合> ☐ 様式例 5-1 <土石の堆積に関する工事（指定日から 21 日以内に提出）の場合> ☐ 様式例 5-2 <除却工事の場合> ☐ 様式例 5-3 <公共施設用地の転用の場合> ☐ 様式例 5-4 <特定盛土等に関する工事（表 6-2 盛土、切土行為）の場合> ☐ 様式例 5-5 <土石の堆積に関する工事（表 6-2 土石の堆積行為）の場合> ☐ 様式例 5-6	・除却工事又は公共施設用地の転用の場合、届出様式に併せて、位置図、平面図、断面図（除却工事のみ）を添付のこと。	省令第 52 条第 1 項 同条第 3 項 省令第 82 条第 1 項 同条第 2 項 省令第 55 条 省令第 56 条 省令第 85 条 省令第 86 条 （細則～）
2	☐ 委任状（参考様式 2）	・正本は申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑（登録）証明書、自署の場合は住民票の写しを添付	・代理人が申請手続を行う場合 ・印鑑（登録）証明書・住民票の写しは受付日より 3 ヶ月以内のもの
3	☐ 届出を行う土地及びその周辺の写真	・盛土又は切土をしている土地（土石の堆積を行っている土地）及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第 52 条第 2 項 省令第 82 条第 1 項 省令第 52 条第 4 項 省令第 82 条第 2 項
4	☐ 位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
5	☐ 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2 m の標高差を示すものとする こと。

6	☐ 土地の平面図	〈宅地造成、特定盛土等〉 ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は緑色、切土は黄色着色） ・崖、擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 〈土石の堆積〉 ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
7	＜申請者が個人の場合＞ ☐ 住民票の写し又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ＜申請者が法人の場合＞ ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し		省令第 58 条第 1 号

※届出に係る工事の計画を変更する場合、変更届出が必要となります。指定日から 21 日以内にかかる届出工事（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）又は擁壁等の除却工事（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）の場合は様式例 5－7 を、特定盛土等の届出工事（法第 27 条第 1 項）の場合は、様式例 5－8 を、土石の堆積の届出工事（法第 27 条第 1 項）の場合は様式例 5－9 の提出が必要です。

なお、表 6－4 に示す軽微な変更の場合は、その変更内容について、届出（様式例 2－4 の提出）を行う必要があります。

表 6－4 軽微な変更の内容

宅地造成、特定盛土等に関する工事	・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定日の年月日の変更
土石の堆積に関する工事	・工事主、設計者又は工事施工者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定日の年月日の変更 〔変更後の工事期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が変更前の工事予定期間を超えないものに限る。〕

変更届出書作成にあたって、「土地の所在及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」について、変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し記入）してください。

7 許可申請・届出窓口担当部署

申請所在地	担当部署	課名	郵便番号	所在地	電話番号
四国中央市	四国中央土木事務所	用地管理課	799-0404	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-24-4455
新居浜市	東予地方局建設部	管理課	793-8516	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300
西条市					
今治市	今治土木事務所	管理課	794-8502	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500
上島町					
東温市	中予地方局建設部	管理課	790-8502	松山市北持田町 132	089-941-1111
砥部町					
伊予市					
松前町					
久万高原町	久万高原土木事務所	用地管理課	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 571-1	0892-21-1210
内子町	大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口 425-1	0893-24-5121
大洲市					
八幡浜市	八幡浜土木事務所	管理課	796-0048	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111
伊方町					
西予市	西予土木事務所	用地管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町 5-175-3	0894-62-1331
宇和島市	南予地方局建設部	管理課	798-8511	宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211
松野町					
鬼北町					
愛南町	愛南土木事務所	用地管理課	798-4194	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1145

※松山市の窓口は、都市整備部 道路建設課 TEL：089-948-6838となります。

なお、手引きについての問い合わせ先は、下記のとおりとなります。

〒790-0001 松山市一番町 4-4-2

愛媛県庁土木部道路都市局都市計画課 宅地開発・盛土指導 G

TEL：089-912-2742

8 申請書等提出図書様式

1 許可申請関係様式 (法第 12 条、法第 30 条)

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	様式例 1-1
○資金計画書 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	様式例 1-2
○土石の堆積に関する工事の許可申請書	様式例 1-3
○資金計画書 (土石の堆積に関する工事)	様式例 1-4
○資力及び信用に関する申告書 (細則第 3 条)	様式例 1-5
○工事施工者の能力に関する申告書 (細則第 3 条)	様式例 1-6
○設計者の資格に関する申告書 (細則第 3 条)	様式例 1-7
○土地所有者等関係権利者の同意書 (細則第 3 条)	様式例 1-8
○法に違反していない旨等の誓約書 (細則第 3 条)	様式例 1-9
○暴力団等に該当しない旨の誓約書 (細則第 3 条)	様式例 1-10
○説明会等報告書	参考様式 1

2 変更許可申請関係様式

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 (法第 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項) ..	様式例 2-1
○土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 (法第 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)	様式例 2-2
○工事中止・廃止・再開届 (細則第 5 条)	様式例 2-3
○工事計画軽微変更届 (法第 16 条第 2 項、法第 35 条第 2 項、細則第 7 条)	様式例 2-4

3 許可申請関係届出様式

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 (法第 49 条)	様式例 3-1
○土石の堆積に関する工事の標識 (法第 49 条)	様式例 3-2
○工事着手届 (細則第 4 条)	様式例 3-3

4 定期報告・検査関係様式

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 (法第 19 条第 1 項、法第 38 条第 1 項、細則第 9 条) ...	様式例 4-1
○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 (法第 18 条第 1 項、法第 37 条第 1 項)	様式例 4-2
○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 (法第 17 条第 1 項、法第 36 条第 1 項)	様式例 4-3
○土石の堆積に関する工事の確認申請書 (法第 17 条第 4 項、法第 36 条第 4 項)	様式例 4-4

5 届出工事関係様式

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (法第 21 条第 1 項、法第 40 条第 1 項)	様式例 5-1
○土石の堆積に関する工事の届出書 (法第 21 条第 1 項、法第 40 条第 1 項)	様式例 5-2
○擁壁等に関する工事の届出書 (法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項)	様式例 5-3
○公共施設用地の転用の届出書 (法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項)	様式例 5-4
○特定盛土等に関する工事の届出書 (法第 27 条第 1 項)	様式例 5-5
○土石の堆積に関する工事の届出書 (法第 27 条第 1 項)	様式例 5-6
○届出工事の変更届出書 (法第 21 条第 1 項・第 3 項、法第 40 条第 1 項・第 3 項、細則第 11 条)	様式例 5-7
○特定盛土等に関する工事の変更届出書 (法第 27 条第 1 項)	様式例 5-8
○土石の堆積に関する工事の変更届出書 (法第 27 条第 1 項)	様式例 5-9

6 その他様式

○宅地造成等工事に関する証明書交付申請書 (細則第 16 条)	様式例 6-1
○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書 (細則第 6 条)	様式例 6-2
○土石の堆積に関する工事の協議書 (細則第 6 条)	様式例 6-3
○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書 (細則第 8 条)	様式例 6-4
○土石の堆積に関する工事の変更協議書 (細則第 8 条)	様式例 6-5
○委任状	参考様式 2

(参考 1) 協議によるみなし許可について (法第 15 条第 1 項、法第 34 条第 1 項)

国、県が規制区域内において行う宅地造成等に関する工事（公共施設用地工事「表 1 - 4 許可を要しない工事」は除く）は、許可権者との協議が整理することをもって、みなし許可となります。下表は、国および県が行う宅地造成等工事の内容、規模と必要な手続きを示した表です。

なお、中核市を除く市町が行う工事（市町が管理する施設等）は、法 2 条 1 号に定める公共施設用地内の工事や、法 12 条 1 項ただし書き、法 30 条 1 項ただし書きに定める許可不要となる工事を除き、市町が行う盛土等は許可が必要です。

表 国、県が行う宅地造成等における必要な手続き

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
公共施設用地内における工事	不要	不要
500m ² 未満	不要	不要
500m ² 以上 3,000m ² 未満	協議	届出
3,000m ² 以上	協議	協議

※1 盛土規制法規制開始前から着手している工事については、上表によらず「6-1 規制開始時点で施行中の工事について」の運用となりますので、指定後21日以内の届出をお願いいたします。

※2 公共施設用地工事における用地外の残土の仮置き等については、「1-3 許可を要しない工事」※1～4を参照ください。

許可権者と協議をしようとする国または県は、工事の協議書（様式例 6 - 2 または 6 - 3）に、「表 4 - 4 許可申請に添付する図面」の書類を添えて、提出してください。

また、みなし許可となった工事についても、中間検査・定期報告・完了検査の対象となります。協議対象の工事を実施する場合、各自治体と事前に協議を行うとともに、周辺住民への周知、土地所有者等の同意取得等にもご留意ください。工事の協議変更があるときは、変更工事の協議書（様式例 6 - 4 または 6 - 5）に必要書類を添えて、提出してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第1項）の規定により、許可を申請します。		※手数料欄	
年 月 日 様			
愛媛県知事			
申請者 氏名			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛土のタイプ	平地盛土・ 崖付け盛土・ 谷埋め盛土		
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無		
イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
ハ 盛土又は切土の土量	立方メートル		
10 工事の概要	番号 構造 高さ 延長		
二 擁壁	番号 種類 高さ 延長		
ホ 崖面崩壊防止施設	番号 種類 内法寸法 センチメートル		
ヘ 排水施設	番号 種類 高さ 延長		
ト 崖面の保護の方法			

チ 崖面以外の地表面の保護の方法		
リ 工事中の危害防止のための措置		
ヌ その他の措置		
ル 工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ 工程の概要		
11 その他必要な事項		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件
年 月 日		※許可番号欄
第 号		年 月 日
係員氏名		第 号
係員氏名		係員氏名

[注意]

1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

4 2欄は、資格を有する者の設計によりなければならない工事を含むときは、氏名の欄に○印を付してください。

5 3欄は、未定ときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください (縦書き)。

9 9欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください (縦書き)。

10 10欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

資金計画書 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

1 収支計画

科目		金額	(単位 千円)
収 入	自己資金		
	借入金		
	〇〇〇		
	処分収入		
	〇〇〇		
支 出	補助負担金		
	〇〇〇		
	計		
支 出	用地費		
	工事費		
	整地工事費		
	道路工事費		
	排水施設工事費		
	防災施設工事費		
	附帯工事費		
	事務費		
	借入金利息		
	計		

2 年度別資金計画書

科目	年度	年度	年度	年度	(単位 千円)
支 出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
収 入	借入金利息				
	借入償還金				
	〇〇〇				
借入金の借入先	計				
	自己資金				
	借入金				
	〇〇〇				
	処分収入				
計	〇〇〇				
	補助負担金				
	〇〇〇				
計	計				
	借入金の借入先				

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第1項）の規定により、許可を申請します。		※手数料欄	
年 月 日 様			
愛媛県知事		申請者 氏名	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
イ 土石の堆積の最大堆積高さ		メートル	
ロ 土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル	
ハ 土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル	
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
7 工事の概要		番号	空地の幅
ト 空地の設置			メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			

7 工事着手予定年月日	年 月 日		
7 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
(注意)			
1 ※印のある欄は記入しないでください。			
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。			
4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。			
5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。			
6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。			
7 8欄は、土石の堆積に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五

1 収支計画 資金計画書（土石の堆積に関する工事）

科目		金額	(単位 千円)	
収 入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
入	補助負担金			
	〇〇〇			
	計			
支 出	用地費			
	工事費			
	整地工事費			
	防災施設工事費			
	撤去工事費			
	〇〇〇			
	附帯工事費			
	事務費			
計	借入金利息			

2 年度別資金計画書

科目		年度	年度	年度	年度	計	(単位 千円)	
支 出	事業費							
	用地費							
	工事費							
	附帯工事費							
	事務費							
借入金利息	借入金利息							
	借入償還金							
	〇〇〇							
	計							
収 入	自己資金							
	借入金							
	〇〇〇							
	処分収入							
	〇〇〇							
補助負担金	補助負担金							
	〇〇〇							
計	借入金の借入先							

愛媛県知事		様		資力及び信用に関する申告書		年 月 日	
愛媛県知事		様		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	
申請者		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	
申請者		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第12条第2項第2号又は第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用は、次のとおりです。							
設立 (事業開始)	年 月 日	法令による登録等					
工事管理者	住所	電話 ()					
資本金	円	資産総額	円				
前年度事業量	円	従業員数	人				
主たる取引金融機関		円					
前年度納税額		法人税又は所得税		事業税			
役員略歴		職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) による免許、建築士法 (昭和25年法律第202号) による建築士事務所登録、建設業法 (昭和24年法律第100号) による建設業の許可等について記入すること。
 3 法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。法人税又は所得税を課せられていない場合は、事業税の納税証明書を添付すること。

愛媛県知事		様		工事施行者の能力に関する申告書		年 月 日	
愛媛県知事		様		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	
申請者		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	
申請者		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		年 月 日	
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第12条第2項第3号又は第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力は、次のとおりです。							
工事施行者	住所	電話 ()					
設立 (事業開始)	年 月 日	資本金	円				
法令による許可等							
従業員数	事業税又は法人税	事業税	円				
前年度納税額	事業税	事業税	円				
主たる取引金融機関		円					
建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者		職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
上記のとおり相違ありません。							
工事施行者 氏名又は名称							

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法令による許可等の欄は、建設業法 (昭和24年法律第100号) による建設業の許可又は建築士法 (昭和25年法律第202号) による建築士事務所登録について記入すること。
 3 法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。

愛媛県知事 様										設計者の資格に関する申告書										年 月 日			
設計者の氏名 及生年月日 現住所 勤務先の所在地及び名称										住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の職氏名)										☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号 ☐ 5号			
最終学歴										年 月 日 卒業・修了・中退										修業年数 年		電話 ()	
学校名 名称 技 術 () 部 門 第 号 登録番号 登録年月日										学 科 名 士 一 級 建 築 士 第 号 専攻科目													
資格免状等										会社名又は工事名及び業務内容 実務に従事した期間 年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										期 間 合 計		年 月 日	
土木又は建築に関する業務経歴										年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										月 まで		年 月	
										年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										月 まで			
										年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										月 まで			
										年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										月 まで			
										年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										月 まで			
その他必要な事項										年 月 日 から 年 月 日 (年 月)										月 まで			
上記のとおり相違ありません。																				設計者氏名			

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. □のある欄は、該当する□にレ印を付すこと。
3. 最終学歴の欄については、該当するものを○で囲むこと。
4. 資格免許等の欄は、宅地造成及び特定産土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条第5号、宅地造成及び特定産土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第35条第2号及び昭和77年建設省告示第1005号に掲げる第2号又は第3号に該当する場合に入記すること。
5. その他必要な事項の欄は、特に申告する必要がある場合に入記すること。

[illegible]

注1 用紙の大きさは、日本遊業規格A4とすること。

2 権利の対価物の欄は、土地、地、租又は建築物の別を記入し、()内は、土地については地目、建築物については用途を記入すること。

3 権利の種類は、所有権、賃借権、その他の権利を記入すること。

4 権利者の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（当法人又は当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

- 1 私（当法人又は当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者（法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (3) 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めると認めるに足りる相当の理由がある者

2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であつた場合、許可取消し等の処分を受けた時は、これに異議なく応じます。

愛媛県知事 様

申請者
住所
氏名
(自署)

年 月 日

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人又は当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

また、当方の個人情報等を警察に提供することについて同意します。

- 1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の(1)から(4)のいずれにも該当しません。

役職	氏名	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者。
- (3) 法人又は組合であつて、その役員の中に(2)に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であつた場合、許可取消し等の処分を受けたときは、これに異議なく応じます。

愛媛県知事 様

申請者
住所
氏名
(自署)

年 月 日

愛媛県知事		説明会等報告書		年	月	日
様		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)電話番号				
土地の所在地及び地番						
周知の方法		・説明会の開催() ・書面の配布 ・工事をする土地又は周辺での掲示+WEBページへの掲載 ・その他()				
周知の範囲						
開催日時						
開催場所						
説明者の役職及び氏名						
出席者数		人				
周辺住民からの質問、意見、要望等及びそれらに対する回答						
特記事項						

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 周知を2回以上行った場合は、周知ごとに作成すること。
- 3 「周知の方法」の欄には、該当するものを○で囲み、説明会により周知を行った場合は説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載すること。
- 4 周知事項を記載した書面の配布若しくは送付又は周知事項の掲示を行った場合は、「周知の範囲」の欄には当該書面の配布若しくは送付を行った地域又は当該掲示の閲覧を想定した住民の範囲を、「開催日時」の欄には当該書面の配布日若しくは送付日又は当該掲示を実施した期間を、「開催場所」の欄には当該掲示を実施した場所を、「出席者数」の欄には当該書面の配布又は送付をした件数を記載すること。
- 5 説明会で配布した資料(書面を配布し又は掲示した場合はその書面)を添付のこと。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項、第35条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄	
年 月 日 様			
愛媛県知事		申請者 氏名	
1 工事主住所氏名(法人役員住所氏名)	()		
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	平方メートル	
5 土地の面積			
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛土のタイプ	平地盛土・鹿付け盛土・谷埋め盛土		
9 土地の地形	溪流等への該当有・無		
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さメートル ロ 盛土又は切土をする土地の面積平方メートル ハ 盛土又は切土の上量立方メートル ニ 擁壁 ホ 崖面崩壊防止施設 ヘ 排水施設	盛土切土番号構造高さメートル延長 番号種類高さメートル延長 番号種類内法寸法センチメートル	

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第1項）の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄	
愛媛県知事様			
年 月 日			
申請者 氏名			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
イ 土石の堆積の最大堆積高さ		メートル	
ロ 土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル	
ハ 土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル	
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
ト 空地の設置		番号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			

ト 崖面の保護の方法			
チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
リ 工事中の危害防止のための措置			
ヌ その他の措置			
ル 工事着手予定年月日		年 月 日	
ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日	
ワ 工程の概要			
11 その他の必要な事項			
12 変更の理由			
13 許可番号		第 号	
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	

(注意)

1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。

5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

8 9欄は、浸透等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

ル		その他の措置			
ア		工事着手予定年月日		年 月 日	
リ		工事完了予定年月日		年 月 日	
カ		工程の概要			
8		その他必要な事項			
9		変更の理由			
10		許可番号		第 号	
※受付欄		※決裁欄		※許可番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

【注意】

1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

4 3欄は、未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延度を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。

7 8欄は、土石の堆積に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

愛媛県知事様		中止・廃止・再開		年 月 日	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		工事		中止・廃止・再開	
工事を中止・廃止・再開したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）第5条の規定により届け出ます。					
許可年月日及び番号		年 月 日		愛媛県指令 第 号	
中止・廃止・再開の理由					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

愛媛県知事		様		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）		年 月 日	
工 事 計 画 経 微 変 更 届		申請者		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項（第35条第2項）の規定により宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。			
変 更 事 項							
変 更 内 容	変更後						
	変更前						
工事の許可番号	年 月 日	愛媛県指令	第 号				
変 更 理 由							

注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上												90センチメートル以上											
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可}												図 取 図											
{特定盛土等に関する工事の届出}																							
1	工事主の住所氏名	番 号	第 号	年 月 日																			
2	許可又は届出年月日	氏 名																					
3	工事施行者の氏名																						
4	現場管理者の氏名																						
5	盛土又は切土の高さ																						
6	盛土又は切土をする土地の面積																						
7	盛土又は切土の土量																						
8	盛土又は切土の土量																						
9	工事着手予定年月日																						
10	工事完了予定年月日																						
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先の許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先																						
12																							
50センチメートル以上												50センチメートル以上											

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

70センチメートル以上												90センチメートル以上												
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識												見取図												
1	工事主の住所氏名																							
2	許可番号	第	号																					
3	許可又は届出年月日	年	月	日																				
4	工事施行者の氏名																							
5	現場管理者の氏名																							
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル																						
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル																						
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル																						
9	工事着手予定年月日	年	月	日																				
10	工事完了予定年月日	年	月	日																				
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先																							
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先																							

50センチメートル以上

【注意】

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

愛媛県知事		工事着手届		年 月 日	
様		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）			
宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）第4条の規定により届け出します。					
許可年月日及び番号		年 月 日		愛媛県指令 第 号	
工事着手年月日		年 月 日			
工事施行者		住 所			
氏 名		氏 名			
備 考					

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 標識の掲示状況を明らかにする写真及び工事の工程計画書を添付すること。

愛媛県知事 様		工事の定期報告書		年 月 日	
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		届出者			
1. 工事主の住所及び氏名		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)			
2. 工事が施行される土地の所在地		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)			
3. 工事の許可年月日及び許可番号		年 月 日 愛媛県指令 第 号			
4. 報告年月日		第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5. 報告の時点における盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の高さ		m	m	m	m
6. 報告の時点における盛土若しくは切土の面積又は土石の堆積の面積		m ²	m ²	m ²	m ²
7. 報告の時点における盛土若しくは切土の土量又は堆積されている土石の土量		m ³	m ³	m ³	m ³
8. 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)					
9. 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量 (土石の堆積に関する工事の場合)		m ³	m ³	m ³	m ³

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
3. 報告の時点における盛土、切土をしていない土地又は土石の堆積を行っていない土地の状況 (堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等) 及びその付近の状況並びに9の欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

※ 受付欄	日 号
年 第	月 第

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

愛媛県知事 様
工事主 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 (第18条第1項、第37条第1項) の規定による中間検査を申請します。

1. 計 可 番 号	第 号
2. 計 可 年 月 日	年 月 日
3. 工事をしている土地の所在地及び地番	
4. 工事施行者住所氏名	
5. 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回数 第 回 特定工程 第 回 特定工程に係る工事終了年月日 年 月 日
6. 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回数 第 回 特定工程 第 回 中間検査合格証 番 号 第 号 交付年月日 年 月 日
7. 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回数 第 回 特定工程 第 回 特定工程に係る工事終了予定 年 月 日
8. 備 考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

※ 受付欄
年 月 日 第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

愛媛県知事 様
工事主 住所 氏名
年 月 日

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 17 条第 1 項）（第 36 条第 1 項）の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日 第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

愛媛県知事 様
工事主 住所 氏名
年 月 日

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 17 条第 4 項）（第 36 条第 4 項）の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

(宛先) 愛媛県知事 様
 工事主 住所 氏名
 年 月 日

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項 第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしていて土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒) 平方メートル
3	工事をしていて土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付けてください (複数選択可)。

土石の堆積に関する工事の届出書

(宛先) 愛媛県知事 様
 工事主 住所 氏名
 年 月 日

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項 第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしていて土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒) 平方メートル
3	工事をしていて土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の高さ	メートル
5	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年 月 日
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	工事の進捗状況	

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 愛媛県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記	
1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

(宛先) 愛媛県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記	
1 転用した土地の 所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 愛媛県知事 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主・住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒) 平方メートル
5	土地の面積	
6	工事着手前の土地利用状況	
7	工事完了後の土地利用	
8	盛土のタイプ	平地盛土・腰付け盛土・谷埋め盛土
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	メートル 平方メートル
ハ	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
ニ	擁壁	番号 構造 高さ 延長 メートル メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号 種類 高さ 延長 メートル メートル

へ	排水施設	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	延長 メートル
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日		年 月 日		
ヲ	工事完了予定年月日		年 月 日		
ワ	工程の概要				
11	その他必要な事項				

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

(注意)

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、本定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください (複数選択可)。
- 6 9欄は、溪流等 (宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう) への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

樣
(宛先)愛媛県知事

[illegible]

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
8	土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
ト	空地の設置	番号 空地の幅

71

[illegible]

[注意]

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定るときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界標準地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土台の堆積層に関する工事の施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においては、その許可、認可等、該工事の現状を記入してください。

愛媛県知事様		届出工事の変更届		年 月 日	
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		届出者		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)		氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)	
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)		第21条第1項 第21条第3項 第40条第1項 第40条第3項		の	
規定により届け出た宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。					
最初に届けた年月日	年 月 日				
工事をしている土地の所在及び地番					
工事をしている土地の面積					
変更理由					
変更の内容	新				
	旧				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
注2 不要の文字は、抹消すること。

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先) 愛媛県知事様

届出者 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況	
7	工事完了後の土地利用	
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ	メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
	ニ 擁壁	番号 構造 高さ 延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号 種類 高さ 延長 メートル

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先) 愛媛県知事 様

届出者 住所 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届けています。

へ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	
	年	月	日	
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				

届出代理人住所氏名	電話番号
注意 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届けてください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付けてください。(複数選択可)。 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付けてください。 7 1 欄から 10 欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。 8 11 欄は、特定盛土等に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
工事の概要	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	
	番号	空地の幅 メートル

愛媛県知事		様		法の規定に適合していることを証する書面交付申請書		年	月	日
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和44年愛媛県規則第19号）第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文（第16条第1項）又は第30条第1項本文（第35条第1項）の規定に適合している旨の証明を申請します。		申請者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）				
敷地の所在		年		月		日		号
工事の許可年月日及び番号		年		月		日		号
工事検査済証年月日及び番号		年		月		日		号
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積		有（		平方メートル）・無				
用途								
工事の種類								
敷地面積						平方メートル		
建築面積						平方メートル		
その他必要事項								
※ 第 号								
証明		上記の事項は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項本文（第16条第1項）又は第30条第1項本文（第35条第1項）の規定に適合していることを証明します。						
欄		年		月		日		愛媛県知事 印

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 ※印のある欄は、記入しないこと。

雨水その他の地表水を有効に排除する措置					
地積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置					
工事中の危害防止のための措置					
工事着手予定年月日		年		月	
工事完了予定年月日		年		月	
カ工程の概要					
8 その他必要な事項					
9 変更の理由					
届出代理人住所氏名				電話番号	

〔注意〕
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
3 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
4 4欄は、代表地点の傾度及び経度を世界測地系に従って測定し、小数点以下第1位まで記入してください。
5 7欄は、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
6 1欄から7欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
7 8欄は、土石の堆積に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式例6-2

愛媛県知事 様		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書		年 月 日
		協議申出者職氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第15条第1項 (第34条第1項) の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議をします。				
1	工事主の住所及び氏名	住所氏名		
2	設計者の住所及び氏名	住所氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名	住所氏名		
4	土地の所在地 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土の種類	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当・有・無		
10	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル		
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	(3) 盛土又は切土の土量	立方メートル		
	(4) 擁壁	構造高さメートル延長		
	(5) 崖面崩壊防止施設	番号構造高さメートル延長		
	(6) 排水施設	番号種類内り寸法延長		

				センチメートル	メートル
(7) 崖面の保護の方法					
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法					
(9) 工事中の危害防止のための措置					
(10) その他の措置					
(11) 工事着手予定年月日				年 月 日	
(12) 工事完了予定年月日				年 月 日	
(13) 工程の概要					
11 その他必要な事項					
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協議に当たって付した条件	※ 協議成立番号欄		
年 月 日 号			年 月 日 号		
係員氏名			係員氏名		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

4 3の欄は、未定ときは、後で定まってから工事着手前に開け出ること。

5 4の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。

6 8の欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと (複数選択可)。

7 9の欄は、溪流等 (宅地造成及び特定盛土等施行令 (昭和37年政令第16号) 第7条第2項第2号に規定する土地をいう。) への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

8 11の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

愛媛県知事様		土石の堆積に関する工事の協議書		年 月 日	
協議申出者職氏名					
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第1項(第34条第1項)の規定により土石の堆積に関する工事の協議をします。					
1	工事主の住所及び氏名	住所	氏名		
2	設計者の住所及び氏名	住所	氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名	住所	氏名		
4	土地の所在地 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事の目的				
7 工事の概要					
(1)	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル			
(2)	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
(3)	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル			
(4)	土石の堆積を行う土地の最大勾配				
(5)	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置				
(6)	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	番号	空地の幅		
(7)	空地の設置		メートル		
(8)	雨水その他の地表水を有効に排除する措置				
(9)	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
(10)	工事中の危害防止のための措置				
(11)	その他の措置				

(12)	工事着手予定年月日	年 月 日
(13)	工事完了予定年月日	年 月 日
(14)	工程の概要	
8	その他の必要な事項	
※	受 付 欄 ※ 決 裁 欄	※ 協議に当たって付した条件
	年 月 日	年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

4 3の欄は、未定ときは、後で定まつてから工事着手前に届け出ること。

5 4の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。

6 7の欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

7 8の欄は、土石の堆積に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式例 6-4

愛媛県知事 様		宅地造成又は特定盛土等に関する変更協議書		年 月 日	
協議申出者職氏名					
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 3 項（第 35 条第 3 項）の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議をします。					
1	工事主の住所及び氏名	住所 氏名			
2	設計者の住所及び氏名	住所 氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名	住所 氏名			
4	土地の所在地 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	平方メートル		
5	土地の面積				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土の種類	平地盛土・腰付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	浸流等への該当 有・無			
(1) 盛土又は切土の高さ		メートル			
(2) 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル			
10	(3) 盛土又は切土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
		番号	高さ	延長	
			メートル	メートル	
	(4) 擁壁	番号	構造		
(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長	
			メートル	メートル	
(6) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	

		センチメートル		メートル	
(7)	崖面の保護の方法				
(8)	崖面以外の地表面の保護の方法				
(9)	工事中の危害防止のための措置				
(10)	その他の措置				
(11)	工事着手予定年月日				年 月 日
(12)	工事完了予定年月日				年 月 日
(13)	工程の概要				
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
13	許可番号				
※	受 付 欄	※	決 裁 欄	※	協議に当たって付した条件
	年 月 日				年 月 日
第 号					第 号
係員氏名					係員氏名

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

4 2 の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の順に〇印を付すこと。

5 3 の欄は、未定るときは、後で定まつてから工事着手前に届け出ること。

6 4 の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

7 8 の欄は、該当する盛土の種類に〇印を付すこと。（複数選択可）

8 9 の欄は、浸流等（宅地造成及び特定盛土等施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに〇印を付すこと。

9 11 の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況を記入すること。

土石の堆積に関する工事の変更協議書		年 月 日	
愛媛県知事 様	協議申出者職氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第16条第3項(第35条第3項)の規定により土石の堆積に関する工事の変更協議をします。			
1	工事主の住所及び氏名	住所 氏名	
2	設計者の住所及び氏名	住所 氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	住所 氏名	
4	土地の所在地 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積		平方メートル
6	工事の目的		
	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
7	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	番号	空地の幅
	(7) 空地の設置		メートル
	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の助成に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危害防止のための措置		
	(11) その他の措置		

(12) 工事着手予定年月日	年 月 日
(13) 工事完了予定年月日	年 月 日
(14) 工程の概要	
8 その他必要な事項	
9 変更の理由	
10 許可番号	
※ 受 付 欄	※ 協議に当たって付した条件
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
係員氏名	係員氏名
※ 決 裁 欄	※ 協議成立番号欄
	年 月 日
	第 号
	係員氏名

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

4 2の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。

5 3の欄は、未定るときは、後で定まつてから工事着手前に届け出ること。

6 4の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

7 7の欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

8 8の欄は、土石の堆積に関する工事を実施することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

委 任 状

年 月 日

住 所
氏 名
電話番号
委任者(許可申請者) 印

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

被委任者(代理人)

住 所
氏 名
電話番号

記

宅地造成及び特定盛土等規制法第 条 第 項の規定による許可申請手続きに関する一切の権限

備考 委任者の印は、印鑑登録したものを使用し、印鑑証明を添付のこと。